

気仙沼都市計画地区計画の決定（気仙沼市決定）

都市計画朝日町地区計画を次のように決定する。

名 称		朝日町地区計画
位 置		気仙沼市朝日町の一部
面 積		約 5.8ha
地区計画の目標		<p>本地区は、朝日町一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定し、気仙沼市津波復興拠点整備事業により造船・燃油施設及び津波防災拠点施設を整備する。</p> <p>地区計画を定めることで、一団地の津波防災拠点市街地形成施設として将来にわたって維持・保全するとともに、周辺の環境に配慮した良好で健全な市街地の形成を図っていくことを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>市の基幹産業である水産関連業の一役を担う造船及び燃油施設を本地区に集積し、津波が発生した場合においても、早期に機能復旧することで水産関連業の都市機能を維持するとともに、施設の労働者や周辺の市民等の避難場所を確保するため、津波復興拠点の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区は、朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設として、緑地の配置を定めている。</p> <p>緑地については、当計画区域内の良好な市街地環境形成に寄与するとともに、地区外への環境に配慮するための緩衝機能を持つ重要な施設であることに鑑み、地区施設として定めるものとする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき「建築物等の用途の制限」、「壁面の位置の制限」を定める。</p>
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>敷地の地盤面は、気仙沼市津波復興拠点整備事業の計画高さを維持し、安全・安心な市街地形成を図る。</p>
地区施設の配置及び規模	緑 地	<p>1号緑地 面積 約 1,800㎡ 3号緑地 面積 約 2,400㎡ 2号緑地 面積 約 700㎡ 4号緑地 面積 約 900㎡</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	特定業務地区	津波防災拠点施設地区
		地区の面積	約5.2ha	約0.6ha
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物(これに附属する建築物を含む)以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 店舗, 飲食店で, その用途に供する部分の床面積の合計が 150 m²以下のもの</p> <p>(2) 事務所</p> <p>(3) 自動車車庫</p> <p>(4) 工場</p> <p>(5) 倉庫</p> <p>(6) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物(これに附属する建築物を含む) 以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 自動車車庫</p> <p>(2) 床面積が 3,000 m²以下の事務所</p>
		壁面の位置の制限	外壁又はこれに代わる柱の面から, 道路境界線までの距離にあつては 1.0m以上とする。	

「地区計画の区域, 地区整備計画区域は計画図表示のとおり」

理由

朝日町地区において, 津波発生時の水産関連施設の都市機能維持と, 避難場所としての機能を有する一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備することに伴い, 将来にわたり当該施設を維持・保全し, 良好で健全な市街地環境の形成を図るため, 地区計画を決定する。